

全面禁酒規則

京都大学 11 月祭事務局

1. 目的

本規則は、第 62 回京都大学 11 月祭に関する飲酒事故の発生を防ぐためのものであり、以下に定める事項についてもすべてこの目的に適うように解釈・運用を行なう。

2. 適用範囲

本規則の適用範囲については以下のように定める。

A) 期間

第 62 回京都大学 11 月祭期間中およびその片付け日。具体的には 11 月 19 日の 0 時から 11 月 23 日の 24 時までである。

B) 場所

11 月祭の会場内。具体的には、吉田寮を除く吉田南構内と教育学部祭会場を除く本部構内とする。

C) 対象者

本規則適用期間中に本規則適用場所内にいるすべての人。

3. 禁止行為

本規則において規制する行為は以下の四つである。

A) 11 月祭期間中の会場内における飲酒

B) 11 月祭期間中の会場内における酒類の提供

C) 11 月祭期間中の会場内への酒類の持ち込み

D) 11 月祭期間中の会場内における酒類の保管

以上四つの行為を全面的に禁止し、違反者には以下に定める罰則を適用する。

なお、酒類の保管・持ち込みについては、業務・研究等の正当な目的をもって行なっていることを 11 月祭本部が認識しているものについては規制の対象外とする。

4. 罰則

原則に定めた四つの行為についてそれぞれ以下のような罰則を科す。

A) 11 月祭期間中の会場内における飲酒

(ア) 発見された酒類はその場で一時預かりを行なう。その際身分証の提示を求め
るが、提示がなされなかった場合には酒類は没収となる。

(イ) 当該行為者に対しては 11 月祭において全面禁酒が実施されていることを説明して飲酒行為をやめるよう注意し、従わない場合には 11 月祭会場内からの退去を求める。

- (ウ) 当該行為者が京都大学の学生であることが確認された場合、一度目は嚴重注意処分とし、二度目に飲酒行為その他の本規則違反が確認された場合には当該人物の次年度の 11 月祭における企画出展権を停止する。
- (エ) 当該行為者が企画参加者である場合には、出展企画を特定したうえで、当該行為者が参加者として登録されている全ての企画の参加者について(ウ)に準ずる形で次年度 11 月祭における企画出展権を停止する。
- (オ) 当該違反行為が特定の企画の開催場所で行われた場合には、その企画に対し、当該企画の参加者が違反行為を行なった場合と同様の罰則を科す
- (カ) 本部企画の参加者の違反行為が確認された場合には、当該参加者が出展に関わっている企画全てを即座に停止する。

B) 11 月祭期間中の会場内における酒類の提供

- (ア) 発見された酒類はその場で一時預かりを行なう。その際身分証の提示を求めが、提示がなされなかった場合には酒類は没収となる。
- (イ) 当該行為者に対しては 11 月祭において全面禁酒が実施されていることを説明して提供行為をやめるよう注意し、従わない場合には 11 月祭会場内からの退去を求める。
- (ウ) 当該行為者が京都大学の学生であることが確認された場合、ただちに次年度 11 月祭における企画出展権を停止する。
- (エ) 当該行為者が企画参加者である場合には、出展企画を特定したうえで、当該行為者が参加者として登録されている全ての企画の参加者についてただちに次年度 11 月祭における企画出展権を停止する。また、当該行為者が参加者として登録されている全ての企画を即時に開催停止とする。
- (オ) 当該違反行為が特定の企画の開催場所で行われた場合には、その企画に対し、当該企画の参加者が違反行為を行なった場合と同様の罰則を科す。
- (カ) 本部企画の参加者の違反行為が確認された場合には、当該参加者が出展に関わっている企画全てを即座に停止する。

C) 11 月祭期間中の会場内への酒類の持ち込み

- (ア) 飲酒行為との区別が難しい場合があることから、A)に定めた罰則に準ずるものとする。

D) 11 月祭期間中の会場内における酒類の保管

- (ア) 飲酒行為や持ち込み行為との区別が難しい場合があることから、A)に定めた罰則に準ずるものとする。

E) 補則

注意に耳を傾けずさらに違反行為を続ける、暴力行為をちらつかせるなど悪質な反応をする個人・団体に対しては、周囲の来場者の安全の確保を最優先に行動する。

また、上記罰則で対応できない場合には、個別の事情を勘案の上、必要であれば酒類の一時預かり措置等を行ないつつ当該個人・団体には11月祭会場内からの退去を求める。

なお、企画出展者の違反行為については保証金没収の対象となる場合がある。

5. 一時預かり

- A) 11月祭期間中に11月祭会場内で発見された酒類についてはすべて一時預かり処置を行なう
- B) 一時預かりを行なう際、所有者がはっきりしていれば所有者に身分証の提示を求める。また、その際に廃棄希望か返却希望かの選択を行なってもらう。
- C) 一時預かりの対象となった酒類は11月祭終了まで11月祭本部にて保管する。ただし、廃棄希望とされたものや所有者不明のものについては適宜廃棄する。
- D) 11月祭終了後に返却日を設け、預かり時に提示された身分証によって本人確認ができれば返却を行なう。本人確認が取れなかった場合、返却は行なわない。
- E) 返却日を過ぎても残っている酒類についてはすべて廃棄する。

6. 注釈

A) 語釈

(ア) 飲酒行為および酒類、酒類の提供行為

飲酒行為とは、酒類を摂取する行為である。酒類の定義は酒税法の規定に準ずる。

※「『酒税法』第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。（抜粋）」

酒類の提供行為とは、酒類を販売・配布するなどして他人に酒類を摂取させることを指す。同一団体内であっても提供行為は認定される。

(イ) 企画参加者

企画参加者とは、企画出展者として登録される者および模擬店企画の調理者名簿に記載のある者、および本部企画の一環として企画を出展する団体の構成員や出展申請者をさすものとする。

(ウ) 次年度企画出展権の停止

次年度の企画出展の際、企画参加者として登録することができなくなる。

(エ) 企画の開催停止

本年度の 11 月祭終了まで当該企画の開催を停止する。

(オ) 飲酒行為に対する罰則における一度目、二度目

企画において複数の参加者が違反行為を行なった場合には、違反行為を行なった人数分、当該企画の違反回数が加算される。したがって、複数人の違反行為が確認された時点で当該企画の参加者は次年度企画出展権が停止されることとなる。

B) 違反行為の認定

違反事実の認定は 11 月祭本部スタッフが行なう。11 月祭本部スタッフは写真を撮影するなど証拠の保全を行なうことができる。

また、救護本部にアルコール検知器を導入し、酒類かどうかの判別を行なう場合がある。

C) 手続規定

違反行為が認定されれば、11 月祭本部スタッフが即座に罰則適用の手続きを取る。

違反情報については 11 月祭本部スタッフが PENGUIN などを用いて記録する。その記録に基づいて次年度出展権の停止などの措置をとる。

企画の停止や企画参加者の次年度出展権の停止、保証金没収などの措置を行なう場合には、その措置を実行するとともに当該企画の企画責任者に対してその旨を通知し、説明を行なう。異議申し立てなどは説明の場で受け付け、それが妥当なものである場合に限り当該措置の解除も検討する。説明の場に現れなかった場合などは異議申し立ての権利を放棄したものとみなし、それ以後は措置の解除には一切応じない。個人に対して次年度企画出展権停止の措置を行う場合もこれに準じた対応を取る。